

環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業	第2種事業
	(必ず環境アセスメントを行う事業)	(環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道	すべて	_
首都高速道路など	4車線以上のもの	_
一般国道	4車線以上·10km以上	4車線以上·7.5km~10km
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上·15km~20km
2 河川		
ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha~100ha
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha~100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道	すべて	_
鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km~10km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m~2,500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW~3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW~15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW~1万kW
原子力発電所	すべて	_
▮ 風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW~1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha~30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha~50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha
13 宅地の造成の事業(*1)	面積100ha以上	面積75ha~100ha

○港湾計画(*2) 埋立・掘込み面積の合計300ha以上

- (*1)「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。
- (*2) 港湾計画については、特例の手続を実施することとなる(14ページ参照)。